

平成 18 年 2 月 21 日

各 位

会社名 鳥越製粉株式会社
代表者名 代表取締役社長 小西 敬一郎
(コード番号 2009 東証第 1 部、福証)
問合せ先 常務取締役 楠原 秀俊
(TEL . 092-477-7110)

当社株式の大量取得行為に関する対応策の導入について

当社は、平成 18 年 2 月 21 日開催の取締役会において、平成 18 年 3 月 30 日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）の具体的な内容を決定し、その一環として新株予約権の発行登録を行うことを次のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

1. 当社の企業価値・株主共同の利益の向上の取組みについて

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、明治 10 年の創業以来、「企業活動を通じて、当社を支えて頂いている全ての人に豊かさや夢をもたらす、地域社会、日本そして世界の人々の生活文化の向上に貢献し、世の中になくなくてはならない企業になる。」との企業理念に立ち、製粉事業、加工食品事業、精麦事業等を営んでおります。現在、食品業界においては、食の安全性が強く求められる中で、消費が伸び悩み、販売競争が激化しております。当社は、このような中であって、「製品」、「技術」、「サービス」のいずれの点においても最高レベルを実現するとともに、積極的な投資等を行っていくことなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上するよう努めております。

当社が、製品、技術及びサービス面において競合他社との差別化を実現するためには、当社グループにおいて、オリジナルでクリエイティブな商品の開発力の強化、高度で幅広い技術、知識、ノウハウ等を有する人材の育成と基礎研究等の充実、独自の安定した品質の商品を供給できる製造体制及び研究体制の確立、単なる商品販売に止まらないお取引先や消費者等への奉仕を目的とする販売体制の実現などを達成することが必要であり、また、これこそが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の源泉であると考えております。

すなわち、当社は業界に先駆けてフランスパン専用粉やプレミックスを開発・発売

しましたが、今後もこのような新規性に富む商品を産み出していくためには、当社のオリジナルでクリエイティブな商品の開発力を更に強化していく必要があります。

そのためには、それを可能とする技術者、基盤研究等の充実が必要不可欠です。従って、当社は、当社が長年にわたって蓄積してきた技術、知識やノウハウ等を当社の若い世代に伝承するとともに、お取引先・消費者等のニーズに十分に対応できる高度で幅広い知識と卓越した商品開発力を持つ技術者の獲得、育成等に中長期的な観点から取り組んでおります。また、当社は、商品開発力の基盤の充実を図るとともに、将来の事業領域を拡大するべく、産官学共同研究等による先端技術を取り入れた基盤的研究、中央研究所その他研究設備、人員体制の充実等を通じて基盤研究の一層の強化を図ってまいります。

更に、当社グループは、これまで国内に主要6工場を有しておりますが、当社が、独自の安定した品質の商品を供給できる製造体制を確立していくためには、新たな設備投資を行うとともに、上記のとおり研究体制を構築していくことが必要となります。

加えて、当社は、単に商品を販売するに止まるのではなく、業界で初めてお取引先や消費者等に対してセミナーや技術支援等を行ったり、必要な情報やノウハウを提供したりすることなどにより、地域に密着しつつ、お取引先や消費者等に対して奉仕をすることを目的とする販売体制を確立してまいりました。当社は、引き続き、お取引先や消費者等の木目細やかなニーズに最大限配慮した経営を行っていく予定です。

上記の諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るため、当社は、新中期経営計画「C&C 2008」を策定し、本日発表いたしました。新中期経営計画においては、商品開発力の強化、人材の育成と基礎研究等の充実、製造体制や研究体制の確立を目指すとともに、既存事業の競争力の強化だけでなく、新しい分野や事業領域を広げることにより、安定的かつ持続的に企業価値を確保し、向上させ、株主共同の利益を図っていく予定です。

(2) 諸施策の実行に向けた体制の整備

当社においては、経営陣の株主の皆様に対する責任を明確化するため、当社の取締役の任期は1年となっております。また、監査役4名のうち、2名は独立性の高い社外監査役であり、これらの監査役が取締役会等重要な会議に常時出席し、取締役の業務執行を十分に監視できる体制となっております。さらに、本定時株主総会においては、独立性の高い社外取締役の選任決議案を提出する予定であり、更なるコーポレートガバナンスの強化を図ってまいります。

2. 本プラン導入の目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は

向上させる目的をもって導入されるものです。

昨今、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものです。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

上記のとおり、当社は、新中期経営計画のもと、商品開発力の強化、人材の育成と基礎研究等の充実、製造体制や研究体制の確立を目指し、また、従来より、お取引先や消費者等への奉仕を目的とする販売体制の実現などを目的として、企業価値の確保・向上に努めております。当社株式の買付けを行う者がこれら当社グループの企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。一方、株主の皆様が、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する事項等を適切に把握した上、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断することは、必ずしも容易ではありません。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する買付行為が行われた際に、上記に述べたような買付類型を含む不適切な買付行為を防止するか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会で株主の意思の確認ができることを条件として、本プランを導入することを決定致しました。なお、現在当社は、買収の具体的な脅威に晒されているわけではありません。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランの発動及び廃止に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下、「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（後記(2)ご参照）。

(b) 差別的行使条件付新株予約権の発行と独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については後記(3)ご参照）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権（その詳細は後記(4)にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して株主割当ての方法により発行します。但し、会社法施行後は、取得条項付新株予約権（同法 236 条 1 項 7 号参照）を用いた新株予約権無償割当ての方法（同法第 277 条以降に規定されます。）によることを予定しております（なお、会社法施行後は、以下、新株予約権の発行を、新株予約権無償割当てと読み替えるものとします。）。

なお、本新株予約権の発行、不発行等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については別紙 2 ご参照）に従い、当社経営陣から独立した社外者のみから構成される独立委員会（その詳細については後記 4(4)ご参照）の判断を経るものとします。

(c) 本新株予約権の行使・取得

仮に、本プランに従って本新株予約権が発行された場合には、本新株予約権は、買付者等以外の株主の皆様により行使されることとなります。また、会社法施行後は、当社が本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式等の交付がなされることもあります。その結果、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合を最大 50%まで希釈化させる可能性があります。

(2) 本プランの発動及び廃止に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランに基づく本新株予約権は、以下 又は に該当する買付等がなされたと

きに、本プランに定められる手続に従い発行されることとなります。

当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が 20%以上となる買付等

当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出して頂きます。

独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、自ら又は当社取締役会等を通じて、適宜回答期限（原則として 60 日を上限とします。）を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供して頂きます。

記

買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）

買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含みます。）

買付等の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）

買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

¹ 証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

² 証券取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

³ 証券取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。

⁴ 証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。

⁵ 証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。

⁶ 証券取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。本書において同じとします。

⁷ 証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除きます。

買付等の後における当社の社員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

(部分買付等の場合)買付等の後における当社少数株主との間の利益相反を回避する具体的方策

その他独立委員会等が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、後記(d) 記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報(もしあれば)が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとし、以下同じ。)及びその根拠資料、代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める資料その他の情報を提示するよう要求します。

独立委員会は、買付者等及び(当社取締役会に対して上記のとおり資料・情報の提示を要求した場合には)当社取締役会からの資料・情報を受領後、原則として最長60日間(但し、後記(d)に記載する場合などには、独立委員会は当該期間を延長することができるものとし、以下「独立委員会検討期間」といいます。)買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等及び当社取締役会による代替案の検討を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会の代替案の勧告等を行うものとし、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとし、買付者等は、独立委員会が、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとし、

また、独立委員会は、自ら又は当社取締役会等をして、買付者等から買付説明書が提出された事実、及び、本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情

報開示を行います。

(d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続を行うものとします。

独立委員会は、買付者等が上記(b)及び(c)に規定する手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が後記(3)に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権を発行することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを勧告します。

独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が必要と認める事項について、決議後速やかに、情報開示を行います。

但し、独立委員会は、当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、又は上記勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が後記(3)に定める要件のいずれにも該当しないもしくは該当しても本新株予約権を発行又は行使させることが相当でないと判断するに至った場合には、改めて本新株予約権の発行の中止又は消却を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとし、かかる場合には、独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が必要と認める事項について、決議後速やかに情報開示を行います。

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が後記(3)に定める要件のいずれにも該当しないもしくは該当しても本新株予約権を発行することが相当でないと判断した場合、又は当社取締役会が独立委員会の要求にもかかわらず上記(c)に規定する意見及びその根拠資料その他独立委員会が適宜必要と認める情報を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行しないことを勧告します。

独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、決議後速やかに情報開示を行います。

但し、独立委員会は、かかる勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が後記(3)に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権を発行することが相当と判断するに至った場合には、本新株予約権の発行の勧告を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとし、かかる場合には、独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が必要と判断する事項について、決議後速やかに情報開示を行います。

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までには、本新株予約権の発行又は不発行の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の作成等に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとしします。）。

独立委員会は、独立委員会検討期間を延長する旨、延長期間その他独立委員会が適切と判断する事項について、決議後速やかに、情報開示を行います。

上記決議により独立委員会が検討期間を延長した場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の発行又は不発行の勧告を行うよう最大限努めるものとしします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して最終的に発行又は不発行等の決議を行うものとしします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(3) 本新株予約権発行の要件

当社は、買付者等による行為等が下記のいずれかに該当し本新株予約権を発行することが相当と認められる場合、上記(2)(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権を発行することを予定しております。なお、上記(2)(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権を発行することが相当かどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることになります。

(a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目

の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

- (d) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、又は提供された場合であっても不十分な提供である場合
- (f) 買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後における当社の従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大な虞をもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の主な内容

本プランに基づき発行する予定の本新株予約権の主な内容は、以下のとおりです(本新株予約権の詳細については、別紙1「鳥越製粉株式会社第1回新株予約権の要項」をご参照下さい。)

(a) 割当対象株主

新株予約権の発行に関する決議(以下「新株予約権発行決議」といいます。)を行う時に当社取締役会が定める日(以下「割当期日」といいます。)における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有株式(但し、当社の保有する当社株式を除きます。)1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(b) 本新株予約権の目的とする株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数は、原則として1株とします。

(c) 本新株予約権の総数

割当期日における当社の最終の発行済株式数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。)を上限とします。

(d) 本新株予約権の発行価額

無償とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権の行使により交付される当社普通株式1株当たりの払込金額は、1円とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の発行日（但し、本新株予約権発行決議において当社取締役会が別途これに代わる日を定めた場合には当該日）を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権発行決議において当社取締役会が定める期間とします。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(i)特定大量保有者、(ii)その共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)その特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、又は、(vi)上記(i)ないし(v)記載の者の関連者は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権を行使することにより所定の手続が必要とされる非居住者等も、原則として本新株予約権を行使することができません。なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、別紙1「鳥越製粉株式会社第1回新株予約権の要項」をご参照下さい。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 会社法施行後の取り扱い

会社法施行後は、上記(1)(b)にて記載したとおり、株主割当ての方法による発行に代えて、同法第277条以降に定める新株予約権無償割当ての方法を用いることを予定しています。

また、本新株予約権の内容については、当社が本新株予約権を当社株式その他の財産と引換えに取得できる旨の条項（取得条項）を加える等、適宜適切な変更を加える場合があります。

(5) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成21年3月31日までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会に

より本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。また、当社は、本プランの有効期間中であっても、独立委員会の承認を得た上で、必要に応じて本プランを見直し、もしくは変更し、又は別の買収防衛策を導入する場合があります。

4. 本プランの高度な合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上述のとおり、当社株式に対する買付行為が行われた際に、当該買付行為が不適切なものでないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本定時株主総会において本プラン導入の是非につき株主の皆様の意思を確認することを条件として本プランを導入させて頂く予定です。

加えて、本プランの有効期限は平成 21 年 3 月 31 日に設定されており、その時点までに本プランの継続について別途株主の皆様の意思の確認が得られない場合には、平成 21 年 3 月 31 日をもってこれを廃止することが予定されております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

本プランの導入に際し、独立委員会は、当社の社外取締役 1 名及び社外監査役 2 名から構成いたします（導入後の独立委員会の委員の資格要件については、別紙 2 をご参照ください。）

実際に当社に対して買付がなされた場合には、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して商法（会社法施行後は会社法）上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社内部取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの実際の運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、独立委員会の現在の委員、委員選任基準、決議要件、決議事項等については別紙2のとおりです。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3.(3)にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.(5)にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会により、本プランを廃止することができます。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

5. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆様へ与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の発行自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の発行時に株主の皆様にご与える影響

取締役会が新株予約権発行決議において別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき 1 個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。(但し、会社法施行後、当社が本新株予約権を当社株式等と引換えに取得することができると定められた場合には、当社が取得の手続を取れば、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式その他の財物を受領することとなり、この場合、こうした希釈化は生じません。)

(3) 発行に伴って株主の皆様が必要となる手続

(a) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権を発行することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権に引受権が付与されます(会社法施行後における新株予約権無償割当ての場合は、本新株予約権が割り当てられます。)ので、株主の皆様におかれては、速やかに株式の名義書換手続を行って頂く必要があります。(なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。)

(b) 新株予約権の申込の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権の引受権の付与通知及び本新株予約権の申込書(株主ご自身が上記 3.(4)(g)に(i)ないし(vi)として記載する者でないこと等についての表明保証条項、補償条項、その他当社取締役会が合理的に必要と認める事項を含む当社の書式によることを要します。)を送付いたします。当社株主は、別途当社取締役会決議で定める本新株予約権の申込期間内に、申込書に必要な事項を記載・捺印の上、申込取扱場所に提出することにより、本新株予約権の申込を行って頂きます。当該申込期間内に申込が行われない場合には、申込の権利を失い、本新株予約権を引き受けることができなくなります。但し、会社法施行後において、同法第 277 条以降に定める新株予約権無償割当ての方法によ

り株主の皆様は本新株予約権が割り当てられる場合には、上記のような申込の手続は不要となり、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

(c) 新株予約権の行使の手続

当社は、申込期間内に本新株予約権の申込を行った株主の皆様（新株予約権無償割当ての場合には、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様）に対し、本新株予約権の行使請求書（株主ご自身が上記 3.(4)(g)に(i)ないし(vi)として記載する者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の発行後、株主の皆様においては、権利行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権 1 個当たり 1 円を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき、1 株の当社普通株式が発行されることとなります。

但し、会社法施行後、当社が本新株予約権を当社株式等と引換えに取得することができる定められた場合には、当社が取得の手続を取れば、当社取締役会が取得の対象として決定した本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、当社株式等を受領することになります（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が上記 3.(4)(g)に(i)ないし(vi)として記載する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）

上記のほか、申込方法、名義書換方法及び払込方法の詳細につきましては、本新株予約権の発行に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知致しますので、当該内容をご確認ください。

以上

鳥越製粉株式会社第 1 回新株予約権の要項

(1) 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行決議（以下「新株予約権発行決議」という。）において当社取締役会が割当期日として定める日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。

(2) 募集方法

割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有株式（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）1 株につき新株予約権 1 個の割合で、新株予約権を割り当てる。

(3) 申込期間・発行日

新株予約権発行決議において当社取締役会が定める。

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

1) 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式とする。

2) 新株予約権の目的となる株式の数

- (i) 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1 株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (ii) 調整後対象株式数は、株式分割の場合は株主割当日以降、株式併合の場合は、商法第 215 条第 1 項に規定する一定の期間満了日の翌日以降、これを適用する。
- (iii) 上記(i)に定めるほか、合併、会社分割等を行う場合その他これらに準ずる場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、合併、会社分割等の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(5) 各新株予約権の発行価額

無償とする。

(6) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、新株予約権の行使に際して払込み

をなすべき当社普通株式 1 株当たりの額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた価額とする。行使価額は 1 円とする。

(7) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の払込取扱銀行及び払込取扱場所
新株予約権発行決議において当社取締役会が定める。

(8) 新株予約権の行使期間

新株予約権の発行日（但し、新株予約権発行決議において当社取締役会が別途これに代わる日を定めた場合には当該日）を初日とし、1 ヶ月間から 3 ヶ月間までの範囲で新株予約権発行決議において当社取締役会が定める期間とする。但し、会社法施行後は、(10)項の規定に基づき当社が新株予約権を取得する日を除く。また、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる時は、その翌営業日を最終日とする。

(9) 新株予約権の行使条件

1) (i)特定大量保有者、(ii)その共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)その特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)記載の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(vi)上記(i)ないし(v)記載の者の関連者は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

(i) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に定義される。）が 20%以上である者もしくは 20%以上であると当社取締役会が認めた者をいう。

(ii) 「共同保有者」とは、証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。なお、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。

(iii) 「特定大量買付者」とは、公開買付け（証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下同じ。）の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第 7 条第 3 項に定める場合を含む。）に係る株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。）の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に定義される。以下同じ。）とその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して 20%以上となる者をいう。

- (iv) 「特別関係者」とは、証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除く。
 - (v) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。
- 2) 上記 1)にかかわらず、下記 ないし の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。

当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 3 項に定義される。）又は当社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 5 項に定義される。）

当社を支配する意図がなく上記 1) (i)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記 1) (i)に記載する要件に該当することになった後 10 日間（但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記 1) (i)に記載する要件に該当しなくなった者
当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記 1) (i)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は(iii)その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社が認めない場合には本新株予約権を行使することができないものとする。但し、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該法令上認められない場合（以下「準拠法行使禁止事由」という。）

には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

- 4) 上記3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所及び福岡証券取引所における普通取引(但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- 5) 新株予約権を有する者が本(9)の規定に従い新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(10) 当社による新株予約権の取得

会社法施行後は、当社は、当社取締役会の決定により、当社取締役会が定める日(以下「取得日」という。)をもって、当該取締役会の定める日の前日までに未行使の新株予約権(但し、上記(9)1)及び2)の規定に従い新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。)を取得することができるものとし、これと引換えに、新株予約権1個につき、対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとする。

(11) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

新株予約権発行決議において当社取締役会が定める。

(12) 株式交換・株式移転の場合の新株予約権に係る義務の承継

割当期日後において、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当該時点において行使されていない新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に以下の決定方針に基づき承継させることができる。但し、新株予約権に係る義務の承継に関し、以下の決定方針に沿う記載のある株式交換契約書又は株式移転の議案につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

承継された新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式

承継された新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

承継された各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

株式交換又は株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

承継された新株予約権の権利行使期間、その際の権利行使の条件等

上記(8)及び(9)等に準じて、株式交換又は株式移転に際して当社取締役会が決定する。

取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要する。なお、新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(9)3)及び4)の規定により新株予約権を行使することができない者(上記(9)1)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、下記(17)2) ないし の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

なお、会社法施行後は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行う場合は、会社法の規定に従い、当該時点において行使されておらず、かつ当社により取得されていない新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社は、当社が新株予約権発行決議において定める決定方針に基づき新株予約権者に新たに新株予約権を交付することができるものとする。

(13) 新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中資本に組入れない類

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合、株式の発行価額の全額を資本に組入れるものとし、資本に組入れない額は零円とする。

(14) 新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書(新株予約権者が上記(9)1)(i)ないし(vi)に記載する者でないことについての表明保証条項、補償条項及び違約金条項等を含む書式によるものとする。)に行使する新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名捺印したうえ、必要に応じて別に定める新株予約権行使に要する書類並びに商法、証券取引法その他の法令及びその関連法規(日本証券業協会及び本邦証券取引所の定める規則等を含む。)上その時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)並びに(新株予約権に係る新株予約権証券

(以下「新株予約権証券」という。)が発行された場合には)新株予約権証券を添えて
払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額
全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。なお、
新株予約権者は、その所有する各新株予約権を個別に行使することができるものとし、
かかる個別行使の際に残余の新株予約権がある場合には、当社は、当該新株予約権者
の個別行使の日付と残余の新株予約権の個数を新株予約権原簿に記載又は記録するも
のとし、かつ(新株予約権証券が発行された場合には)当該新株予約権者の個別行使
の日付と残余の新株予約権の個数を新株予約権証券に記載するか、残余の新株予約権
の個数を表章する新株予約権証券を当該新株予約権者に交付するものとする。

(15) 新株予約権行使請求の効力発生時期

新株予約権の行使請求の効力は、上記(14)の規定に従い、行使に係る新株予約権行使請
求書及び添付書類並びに(新株予約権証券が発行された場合には)新株予約権証券が
払込取扱場所に到着した時とする。新株予約権の行使の効力は、かかる新株予約権の
行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る新株予約権の目的たる
株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じる
ものとする。

(16) 新株予約権行使により発行した株式の配当金又は中間配当金

新株予約権の行使により交付する当社普通株式に関する最初の配当金又は中間配当金
は、新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間の初めに新株予約権行使の効
力が発生したものとみなして、これを支払う。

(17) 新株予約権の譲渡制限

- 1) 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
- 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(9)3)及
び 4)の規定により新株予約権を行使することができない者(上記(9)1)の規定によ
り新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会
は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡に関し、譲
渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書(下記 ないし に関する
表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。)が提出されているか否か
譲渡人及び譲受人が上記(9)1)記載の(i)ないし(vi)のいずれにも該当しないこと
が明らかか否か

譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受し
ようとしている者ではないことが明らかか否か

譲受人が上記(9)1)の規定により新株予約権を行使することができない者のため

に譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

(18) 新株予約権証券の発行制限

新株予約権証券は、新株予約権者の請求あるときに限り発行する。

(19) 新株予約権証券喪失の場合等

- 1) 新株予約権証券を喪失した者が、遅滞なくその記番号及び喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告の手續をなし、除権決定の確定謄本を添えて代り証券の交付を請求したときは、当社は、この者に代り証券を交付することができる。但し、商法その他の関連法規が別段の規定を定める場合はそれに従う。
- 2) 新株予約権証券を毀損又は汚損したときは、当該証券を提出して代り証券の交付の請求をすることができる。この場合、当社は、当該証券と引き換えに代り証券を交付する。但し、その真贋の鑑別が困難なときは、上記 1)を準用する。
- 3) 上記 1)又は 2)に基づいて代り証券を交付する場合には、当社は、これに要した実費を徴収する。

(20) 新株予約権者に対する通知

- 1) 新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛に書面により行うものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。
- 2) 承諾については、新株予約権者に、その承諾を求める通知が到達したとみなされた日から 14 日以内に、新株予約権者により書面にて当社に対して別段の意思表示がなされない場合には、当社は新株予約権者がこれに承諾したものとみなすことができる。

(21) 法令の改正等による修正

法令（会社法及び証券取引法を含む。）の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

以 上

独立委員会規則の概要及び委員の紹介

1. 独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、平成21年3月31日までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

新株予約権の発行もしくは不発行又は独立委員会検討期間の延長

新株予約権の発行の中止又は消却

本プランの廃止又は変更

本プラン以外の買収防衛策の導入の承認

その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - 本プランの対象となる買付等の決定
 - 買付者等及び取締役会が独立委員会に提供すべき情報の決定
 - 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - 買付者等との交渉・協議
 - 買付者等による買付等に対する代替案が示された場合には、かかる代替案の検討
 - その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書及び買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
- ・ 独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会の代替案の勧告等を行うものとする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

2. 独立委員会の委員のご紹介

田 中 浩 二 （たなか・こうじ）

[略 歴]

昭和13年 2月 生まれ
 昭和35年 3月 東京大学法学部卒業
 昭和35年 4月 日本国有鉄道に入る
 昭和47年 9月 日本国有鉄道高崎鉄道管理局総務部長
 昭和59年 8月 富山県警察本部長
 昭和61年 8月 日本国有鉄道総裁室審議役
 昭和62年 4月 九州旅客鉄道(株)常務取締役
 平成 3年 6月 九州旅客鉄道(株)専務取締役
 平成 6年 6月 九州旅客鉄道(株)代表取締役副社長
 平成 9年 6月 九州旅客鉄道(株)代表取締役社長
 平成14年 6月 九州旅客鉄道(株)代表取締役会長（現任）
 平成18年 3月 当社社外取締役就任予定

岩 崎 光太郎 (いわさき・こうたろう)

[略 歴]

昭和13年11月 生まれ
昭和36年 3月 中央大学法学部卒業
昭和41年 5月 弁護士登録
昭和41年 5月 弁護士開業(現任)
昭和54年 4月 福岡県弁護士会事務局長
昭和62年 4月 福岡県弁護士会副会長兼福岡部会部会長
兼九州弁護士会連合会常務理事
平成 5年12月 福岡市人事委員会委員長
平成16年 3月 当社社外監査役(現任)

甲 谷 忠 夫 (こうたに・ただお)

[略 歴]

昭和23年11月 生まれ
昭和42年 4月 熊本国税局入局
昭和48年 3月 八幡大学第二部法経学部卒業
昭和49年12月 税務大学校専科卒業
昭和52年 7月 福岡国税局調査査察部調査管理課国税調査官
昭和62年 9月 福岡国税局調査査察部調査管理課主査
平成 2年 6月 税理士登録
平成 3年 7月 福岡国税局調査査察部調査管理課総括主査
平成 4年 7月 福岡国税局退任
平成 4年 8月 税理士開業(現任)
平成16年 3月 当社社外監査役(現任)

以 上